

福介護第212号の2
2021年(令和3年)3月5日

介護サービス事業者 管理者 様

福山市長
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い終了について (通知)

平素より本市保健福祉行政の推進には、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症拡大防止につきましても、大変なご理解、ご協力をいただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、2020年(令和2年)12月10日付け福介護第96号の2の通知において、要介護(要支援)更新認定の臨時的な取扱いを実施し、被保険者の同意がある場合に認定の有効期間を12ヶ月延長してまいりました。

この間、県下一斉に感染拡大防止のための集中対策を期間延長しながら取り組んでまいりました。本市においても、新規感染者発生は減少傾向であります。

このような状況を踏まえ、本市では、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いを次のとおり終了することとしたので通知します。

1 終了日

2021年(令和3年)3月31日(水)

* 3月31日受付分は、臨時的な取扱いの対象とします。

※新規感染者の発生状況によっては、臨時的な取扱いを継続する場合があります、その場合には別途通知いたします。

※ この通知は、参考の為、申請代行を行わない事業者にも送付しています。

【お問い合わせ先】

福山市長寿社会応援部介護保険課
認定審査担当 TEL (084) 928-1173